新入生歓迎！差別を見抜き差別と闘おう！

サークル紹介

京大狭山－久世を闘う会

私達狭山久世を闘う会は、無実の部落青年石川一雄さんの救援運動を中心に部落問題を学習し、差別をなくすための活動を行っています。

〈たてまえで差別はなくならない〉

部落問題については、既に何らかの認識をお持ちの方も多いと思います。とりわけ関西を中心とする多くの中学校、高校では「同和」教育というものが行われています。しかし、一部の先進的な例を除いては、その多くが「差別はいけません」というお題目を唱えているだけで、全く生徒の胸をうち、心をうごかすことがありません。現在の差別と差別の教育体制を何ら問うことなく、いくら差別はいけませんよと言ったところで、誰も本気で考えようという気にはなれません。むしろ、過酷な差別の実態だけを知り、ますます本音とたてまえを使いわけて、部落問題から逃げていくにちがいありません。

〈差別の現実から学ぶ〉

私達が運動するうえで、常に念頭においているのは、部落問題は本からだけでは決っして分らないということです。差別の現実に深く学び、部落大衆との日常的なつながりがあってはじめて差別の真の姿が分り怒りがわいてくるのだと思います。部落問題を本からだけ「知識」としてうけ入れ、部落はああ差別されている、こう差別されている――と言ってまわるのは、本人がいくら善意であっても差別の拡大にしかつながりません。

〈久世結婚差別事件を契機に〉

私達が具体的に差別の現実にくいついていった第一の契機は、久世結婚差別事件です。これは、京都の久世部落出身の女性が、勤めていた会社の男性と6年間交際し結婚しようとしたのに対し、相手の家族が徹底的に妨害するということに起因する事件です。被害者は、部落の女性であるにもかかわらず、警察は、女性の側を一方的に加害者にしたてあげ、起訴をしました。裁判が始まると、京大からも数十名の学生が私達と共に毎回の公判に参加しました。久世結婚差別事件は、京大学生に差別の厳しさ、差別者の愚劣さを教え、部落解放の重要さを認識させました。この裁判を契機に部落問題への関心をもち続けた学友も大勢います。

〈錦林支部とのつながり〉

私達は、こうした差別の現実に学ぶという方針に沿って、1977年8月9日の狭山最高裁上告棄却以降2年半にわたって、部落出身メンバーを中心に地元部落解放同盟錦林支部との交流を深め、青年部を中心としたサークル活動に参加してきました。そして、去る1月に行われた子供達の狭山同盟休校へ詳しくは報告パンフレットに。）を契機に支部のお父さんお母さん一人一人と話す機会を得、活動は更に深まっています。「部落大衆」一般ではなく、個人と語る機会がふえればふえるほど、単に被差別としての部落ではなく、人間同志の助けあいや、人情といったものが生きづいている部落の良さを知り、解放運動の深さに確信を深めています。

すべての学友、とりわけ部落出身の兄弟姉妹のみなさんが、共に活動されんことを、切に訴えます。

24（木）、25（金）新歓映画上映

「造花の判決」

8 9 19 29 19 51
9 6 22 42
10 4 23 42

無実の罪で獄中16年

狭山事件——部落差別によるエン罪

女子高校生殺害事件おこる

一九六三年五月一日、埼玉県狭山市において、女子高校生・中田善枝さんが行方不明になり、身代金を要求する脅迫状が自宅に発見されました。指定の場所に警官四十数名が張り込んでいる所へ「犯人」があらわれましたが、警察はまんまと取り逃がしてしまいました。四日、善枝さんは死体となって市内の農道に埋められて発見されました。

これより前、「吉展ちゃん事件」で同様の捜査ミスを犯し、未解決のままであった事もあって、警察の失態に対する人々の批難は高まりました。当時は、安保闘争の熱さめやらぬ時期であり、治安強化を狙う権力者にとって、犯人逮捕・威信回復は至上命令でした。

「生きた犯人を！」——部落を狙いうち

二月六日、重要容疑者であり、中田家の元作男でもあり、関係の深かったO氏が謎の死をとげました。この知を聞いた当時の篠田国家公安委員長は、「こんな悪質な犯人はなんとしても生きたままフンズかまえてやらねば……」と語りました。こうして警察は真犯人捜しをあきらめ、「誰が犯人か？」ではなく、「誰を犯人に」といった捜査を始めます。当初、「顔見知り・知能犯」とされていた犯人像も「素行不良者」と変えられ、狭山市内の二つの被差別部落に対し、差別的な集中見込み捜査が行われます。それは、部落の成人男子百三十名全員に取調べを行い、内二七名を違行、三名を別件逮捕というすさまじいものでした。

自らの差別的体質と、住民の中の根強い差別意識、マスコミの意図的な報道を利用したのです。

石川一雄さん不当逮捕

そうした中で、五月二三日、市内の部落に住む石川一雄さんは、ささいな事をダシに、別件で逮捕されました。多くのエン罪事件は違法な別件逮捕でつくられています）。そして、取調べの期限の六月一七日には「自白」強要して、即座に同じ警察内で再逮捕するという戦前さながらの「タライまわし」で、不当な長期拘留を行ったのです。

デッチ上げられた「自白」

石川さんは、逮捕されてから一カ月以上もガンとして無実を主張しました。しかし、当時、差別と貧しさのため小学校すら満足に行けず、法律の知識もなかった石川さんは、むずかしい法律用語を連発する見ず知らずの弁護士より、顔見知りの警官の言う事を信用させられてしまいます。そして、このままではいつ出れるとも知れず、「お前でなければアンちゃん（兄さん）が犯人だ」「やったと言えば十年で出してやる」等の脅迫・甘言・拷問の中で、ついに警察の言うがままの「自白」を認めさせられてしまいます。警察内での拘留かいかに過酷なものかは、最近再審の決った財田川、免田、松山等の各事件の被告が、いずれも逮捕後数日にして、やってもいないのに「自白」をさせられてしまった事でも明らかです。

デタラメな裁判

一審では、石川さんはわずか半年で死刑の判決を受けました。「十年で出してやる」という約束を信じて疑わなかった石川さんも、判決後、同じ警官の無実の死刑囚・三鷹事件の竹内さんから、それがウソであり外ないと相談すべき事を教えられます。そして、しだいに事の本質を知り、二審の冒頭で、再び無実を叫び起ちあがったのです。

これをきっかけに、石川さんの無実は、多くの証拠を通して明らかになり、多くの人々はその支援に起ち上がりました。ところが、一人の人間の命より「法の秩序」を重じる裁判所は、警察のデッチ上げが明るみに出るのを恐れ、第二審では無期懲役、最高裁でも上告棄却という、事実に目をそむけた政治判決を下したのです。そして、去る2月7日、東京高裁・四ツ谷裁判長は、脅迫状の訂正日付等の新証拠について事実調べも行なわず再審請求（裁判のやり直しを求めること）を棄却したのです。

これに対して異議申し立てが行なわれ、現在、狭山再審斗争は、東京高裁刑事第5部における異議審段階にあります。

24（木）、25（金）
新歓映画上映
「造花の判決」